

平成28年第1回定例会5月議会提出議案概要書

議 案 目 録

- 報告第 9 号 訴えの提起専決処分につき報告のこと
- 〃 第 10 号 訴えの提起専決処分につき報告のこと
- 〃 第 11 号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと
- 〃 第 12 号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと

報告第 9 号
〈
報告第 10 号

訴えの提起専決処分につき報告のこと

1 要 旨

明石市奨学金の返還金の支払督促において、相手方より異議申立てがあったため、訴訟手続を進めることにつき、明石市債権の管理に関する条例第13条第2項の規定により地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分をしたので、報告するもの。

2 訴えの相手方等

報告 番号	相手方	請求の要旨	専決処分日
第9号	明石市在住の個人	明石市奨学金の返還金を長期間滞納する相手方に対し、未返還金額455,000円及び遅延損害金の支払いを求めるもの。	平成28年 3月2日
第10号	明石市在住の個人	明石市奨学金の返還金を長期間滞納する相手方に対し、未返還金額20,000円及び遅延損害金の支払いを求めるもの。	平成28年 3月2日

報告第 1 1 号

〈

報告第 1 2 号

損害賠償額決定専決処分につき報告のこと

報告番号	要 旨	内 容
第 1 1 号	明石市立高齢者大学校あかねが丘学園における損壊事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により、平成 2 8 年 3 月 2 8 日専決処分したので、報告するもの。	(1) 損害賠償額 金 2 8 7, 0 5 3 円 (2) 相手方 明石市在住の個人 (3) 事故の内容 平成 2 7 年 1 2 月 4 日明石市立高齢者大学校あかねが丘学園中庭において、南館屋上張出し部分から脱落したモルタルが駐車中の相手方乗用車に当たり、損害を与えたもの。
第 1 2 号	交通事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により、平成 2 8 年 4 月 1 1 日専決処分したので、報告するもの。	(1) 損害賠償額 金 3 7, 8 0 0 円 (2) 相手方 明石市在住の個人 (3) 事故の内容 平成 2 8 年 3 月 1 6 日明石市二見町東二見 1 9 1 1 番地の 1 地先において、環境部収集事業課の職員が運転する粗大ごみの収集車が狭あい道路を右折した際、相手方所有の塀に接触し、損害を与えたもの。

